

官報

号外
平成十一年十二月三日

○第四百四十六回 参議院会議録第十号

平成十一年十二月三日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十一年十二月三日

午前十時開議

- 第一 無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長風間君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間君登壇、拍手〕

○風間君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

まず、無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案は、無差別大量殺人行爲を行った団体が現在も危険な要素を保持していると認められる場合、当該団体に対しその活動状況を継続して明らかにするなど、公共の安全の確保に必要な規制措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、目的規定の明確化、適用対象団体の範囲の限定、五年ごとの見直し規定の新設等の修正が行われております。

次に、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案は、無差別大量殺人行爲による被害者の救済に資するため、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に関し特別の定めをしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案のほか、サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を加え、一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、立入検査に令状を必要としない理由など団体規制にかかわる憲法上の諸問題、団体規制の実効性、オウム真理教の実情及び犯罪被害者等を救済する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

両法律案について質疑を終わりましたところ、特別措置法案に対し、日本共産党を代表して橋本委員より、無差別大量殺人行爲をサリン等による無差別大量殺人行爲に改めるなどを内容とする修

正案が、また、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より、無差別大量殺人行爲を不特定かつ多数の者を殺害することまたはその実行に着手してこれを遂げないこと等に改めるなどを内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、両法律案及び両修正案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、規制法案に反対、両修正案及び特別措置法案にいずれも賛成、自由民主党・民主党・新緑風会、公明党及び自由党の四会派を代表して北岡理事より、両法律案にいずれも賛成、両修正案にいずれも反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より、規制法案に反対、日本共産党の修正案に反対、社会民主党・護憲連合の修正案に賛成、特別措置法案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、規制法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
間もなく投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕
投票総数 二百三十
賛成 百九十七

反対 三十三
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
間もなく投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百二十五
反対 五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君
議員 鶴保 庸介君 魚住 裕一郎君
渡辺 孝男君 中島 啓雄君
岩本 莊太君 入澤 肇君
山本 保君 森山 裕君
山崎 力君 阿曾 清君
沢 たまき君 大森 礼子君

加藤 修一君	末広まきこ君	鴻池 祥肇君	西田 吉宏君	本田 良一君	小川 勝也君
水野 誠一君	高橋 令則君	若林 正俊君	田中 直紀君	齋藤 勲君	平田 健二君
月原 茂昭君	高野 博師君	中曾根弘文君	清水嘉子子君	朝日 俊弘君	和田 洋子君
松 あきら君	益田 洋介君	青木 幹雄君	野沢 太三君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君
海野 義孝君	長谷川道郎君	井上 吉夫君	吉川 芳男君	小山 峰男君	江本 孟紀君
奥村 展三君	菅川 健二君	岡野 裕君	鈴木 政二君	直嶋 正行君	円より子君
平野 貞夫君	戸田 邦司君	金田 勝年君	林 芳正君	今井 澄君	峰崎 直樹君
但馬 久美君	弘友 和夫君	山本 一太君	長峯 基君	岡崎トミ子君	築瀬 進君
荒木 清寛君	山下 栄一君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	今泉 昭君
松岡満壽男君	堂本 曉子君	久野 恒一君	岸 宏一君	興石 東君	足立 良平君
田村 秀昭君	泉 信也君	木村 仁君	亀井 郁夫君	笹野 貞子君	千葉 景子君
風間 昶君	日笠 勝之君	景山俊太郎君	有馬 朗人君	山下八洲夫君	江田 五月君
森本 晃司君	木庭健太郎君	阿南 一成君	加納 時男君	藁科 満治君	北澤 俊美君
椎名 素夫君	田名部匡省君	岩城 光英君	龜谷 博昭君	角田 義一君	本岡 昭次君
星野 明市君	扇 千景君	溝手 顯正君	平田 耕一君	寺崎 昭久君	吉田 之久君
浜西津敏子君	浜田卓二郎君	北岡 秀二君	中原 爽君	竹村 泰子君	内藤 正光君
白浜 一良君	世耕 弘成君	橋本 聖子君	釜本 邦茂君	西川きよし君	小池 晃君
脇 雅史君	山下 善彦君	中島 眞人君	吉村剛太郎君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君
山内 俊夫君	依田 智治君	野間 越君	小山 孝雄君	小宮山洋子君	畑野 君枝君
森田 次夫君	森下 博之君	松村 龍二君	岩井 國臣君	小泉 親司君	照屋 寛徳君
日出 英輔君	仲道 俊哉君	塩崎 恭久君	片山虎之助君	松崎 俊久君	石井 一二君
中川 義雄君	斉藤 滋宣君	尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	八田ひろ子君	富樫 練三君
国井 正幸君	岩瀬 良三君	大島 慶久君	狩野 要人君	旦下部禮代子君	小林 元君
大野つや子君	市川 一朗君	成瀬 守重君	鎌田 要人君	佐藤 道夫君	大沢 辰美君
常田 享詳君	畑 恵君	石渡 清元君	村上 正邦君	井上 美代君	阿部 幸代君
鈴木 正孝君	田浦 直君	倉田 寛之君	竹山 裕君	須藤美也子君	谷本 巍君
保坂 三蔵君	岩永 浩美君	真鍋 賢二君	石井 道子君	清水 澄子君	長谷川 清君
田村 公平君	三浦 一水君	井上 裕君	岩崎 純三君	柳田 稔君	岩佐 恵美君
阿部 正俊君	武見 敬三君	中村 敦夫君	羽田雄一郎君	林 紀子君	西山登紀子君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君	木俣 佳文君	浅尾慶一郎君	三重野栄子君	広中和歌子君
河本 英典君	南野知恵子君	松田 岩夫君	福山 哲郎君	勝木 健司君	池田 幹幸君
谷川 秀善君	加藤 紀文君	櫻井 充君	郡司 彰君	笠井 亮君	吉川 春子君
上野 公成君	服部三男雄君	佐藤 雄平君	海野 徹君	山下 芳生君	大淵 絹子君
佐藤 泰三君	岡 利定君	谷林 正昭君	小川 敏夫君	測上 貞雄君	松前 達郎君
松谷蒼一郎君	久世 公堯君	藤井 俊男君	高嶋 良充君	久保 巨君	吉岡 吉典君

若林 正俊君	田中 直紀君	齋藤 勲君	平田 健二君	橋本 忠義君	市田 忠義君
中曾根弘文君	清水嘉子子君	朝日 俊弘君	和田 洋子君	橋本 敦君	橋本 敦君
青木 幹雄君	野沢 太三君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君	山本 正和君	山本 正和君
井上 吉夫君	吉川 芳男君	小山 峰男君	江本 孟紀君	法務大臣	法務大臣
岡野 裕君	鈴木 政二君	直嶋 正行君	円より子君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君
金田 勝年君	林 芳正君	今井 澄君	築瀬 進君	今泉 昭君	今泉 昭君
山本 一太君	長峯 基君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	興石 東君	興石 東君
久野 恒一君	岸 宏一君	亀井 郁夫君	笹野 貞子君	山下八洲夫君	山下八洲夫君
木村 仁君	有馬 朗人君	加納 時男君	龜谷 博昭君	平田 耕一君	平田 耕一君
景山俊太郎君	阿南 一成君	岩城 光英君	溝手 顯正君	北岡 秀二君	北岡 秀二君
溝手 顯正君	橋本 聖子君	中島 眞人君	吉村剛太郎君	宮本 岳志君	宮本 岳志君
北岡 秀二君	橋本 聖子君	中島 眞人君	吉村剛太郎君	宮本 岳志君	宮本 岳志君
橋本 聖子君	中島 眞人君	吉村剛太郎君	宮本 岳志君	小宮山洋子君	小宮山洋子君
中島 眞人君	吉村剛太郎君	宮本 岳志君	小宮山洋子君	小泉 親司君	小泉 親司君
吉村剛太郎君	宮本 岳志君	小宮山洋子君	小泉 親司君	松崎 俊久君	松崎 俊久君
宮本 岳志君	小宮山洋子君	小泉 親司君	松崎 俊久君	八田ひろ子君	八田ひろ子君
小宮山洋子君	小泉 親司君	松崎 俊久君	八田ひろ子君	旦下部禮代子君	旦下部禮代子君
小泉 親司君	松崎 俊久君	八田ひろ子君	旦下部禮代子君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
松崎 俊久君	八田ひろ子君	旦下部禮代子君	佐藤 道夫君	井上 美代君	井上 美代君
八田ひろ子君	旦下部禮代子君	佐藤 道夫君	井上 美代君	須藤美也子君	須藤美也子君
旦下部禮代子君	佐藤 道夫君	井上 美代君	須藤美也子君	清水 澄子君	清水 澄子君
佐藤 道夫君	井上 美代君	須藤美也子君	清水 澄子君	柳田 稔君	柳田 稔君
井上 美代君	須藤美也子君	清水 澄子君	柳田 稔君	林 紀子君	林 紀子君
須藤美也子君	清水 澄子君	柳田 稔君	林 紀子君	三重野栄子君	三重野栄子君
清水 澄子君	柳田 稔君	林 紀子君	三重野栄子君	勝木 健司君	勝木 健司君
柳田 稔君	林 紀子君	三重野栄子君	勝木 健司君	笠井 亮君	笠井 亮君
林 紀子君	三重野栄子君	勝木 健司君	笠井 亮君	山下 芳生君	山下 芳生君
三重野栄子君	勝木 健司君	笠井 亮君	山下 芳生君	測上 貞雄君	測上 貞雄君
勝木 健司君	笠井 亮君	山下 芳生君	測上 貞雄君	久保 巨君	久保 巨君
笠井 亮君	山下 芳生君	測上 貞雄君	久保 巨君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
山下 芳生君	測上 貞雄君	久保 巨君	吉岡 吉典君		
測上 貞雄君	久保 巨君	吉岡 吉典君			
久保 巨君	吉岡 吉典君				

議長の報告事項
一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	辞任	市田 忠義君	筆坂 秀世君
法務委員	辞任	橋本 敦君	立木 洋君
地方行政・警察委員	辞任	山本 正和君	梶原 敬義君
外交・防衛委員	辞任	法務大臣	白井日出男君
財政・金融委員	辞任		
国民福祉委員	辞任		
労働・社会政策委員	辞任		
農林水産委員	辞任		

大沢 辰美君	補欠	緒方 靖夫君
森山 裕君	補欠	竹山 裕君
阿部 正俊君	補欠	森田 次夫君
竹山 裕君	補欠	森山 裕君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄君	補欠	須藤良太郎君
朝日 俊弘君	補欠	今井 澄君
森山 裕君	補欠	森田 次夫君
阿部 正俊君	補欠	森山 裕君
竹山 裕君	補欠	森田 次夫君
中島 眞人君	補欠	中曾根弘文君
青木 幹雄		

経済・産業委員

辞任

補欠

陣内 孝雄君

齊藤 滋宣君

須藤良太郎君

青木 幹雄君

足立 良平君

内藤 正光君

今泉 昭君

櫻井 充君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

内藤 正光君

足立 良平君

国土・環境委員

辞任

補欠

緒方 靖夫君

大沢 辰美君

予算委員

辞任

補欠

中曾根弘文君

中島 真人君

浅尾慶一郎君

郡司 彰君

木庭健太郎君

松 あきら君

決算委員

辞任

補欠

郡司 彰君

浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

浜四津敏子君

益田 洋介君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済・産業委員会に付託した。

原子力災害対策特別措置法案(閣法第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

民法の一部を改正する法律案(第四百十五回国会提出、本院継続審査)

任意後見契約に関する法律案(第四百十五回国会提出、本院継続審査)

任意後見契約に関する法律案(第四百十五回国会提出、本院継続審査)

会提出、本院継続審査)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第四百十五回国会提出、本院継続審査)

後見登記等に関する法律案(第四百十五回国会提出、本院継続審査)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

川辺川ダム建設に関する質問主意書(中村敦夫君提出)

同日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会会長及び同委員に任命したので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(会長) 花尻 尚

(委員) 芦田基之助

(同) 島田 輝子

(同) 浜田 広

(同) 同

(同) 同

同日内閣から、左記の者を検査官に任命したので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月二十八日任期満了の足田周朗の後任)

森下 伸昭

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十月六日任期満了の長岡實の後任)

渡邊 幸治

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月六日任期満了の長岡實の後任)

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月六日任期満了による再任)

工藤 敦夫

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月三日任期満了による再任)

辻井 重男

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 橋本 聖子君

同日本院は、国家公務員倫理審査会会長に花尻尚君を、同委員に芦田基之助君、島田輝子君及び浜田広君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、検査官に森下伸昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に辻井重男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民法の一部を改正する法律

任意後見契約に関する法律

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

後見登記等に関する法律

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

阿部 正俊君

森田 次夫君

山下 栄一君

沢 たまき君

法務委員

辞任

補欠

佐々木知子君

吉川 芳男君

中曾根弘文君

中島 真人君

森田 次夫君

阿部 正俊君

森山 裕君

竹山 裕君

地方行政・警察委員

辞任

補欠

今井 澄君

朝日 俊弘君

外交・防衛委員

辞任

補欠

竹山 裕君

森山 裕君

吉川 芳男君

佐々木知子君

荒木 清寛君

続 訓弘君

財政・金融委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

齊藤 滋宣君

今泉 昭君

櫻井 充君

国民福祉委員

辞任

補欠

朝日 俊弘君

今井 澄君

沢 たまき君

山下 栄一君

農林水産委員

辞任

補欠

緒方 靖夫君

大沢 辰美君

経済・産業委員

辞任

補欠

青木 幹雄君

久野 恒一君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

斉藤 滋吉君

世耕 弘成君

櫻井 充君

今泉 昭君

内藤 正光君

足立 良平君

統 訓弘君

荒木 清寛君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

足立 良平君

内藤 正光君

国土・環境委員

辞任

補欠

大沢 辰美君

緒方 靖夫君

予算委員

辞任

補欠

久野 恒一君

青木 幹雄君

中島 眞人君

中曾根弘文君

郡司 彰君

浅尾慶一郎君

決算委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君

郡司 彰君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

江田 五月君

吉田 之久君

橋本 敦君

林 紀子君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

益田 洋介君

浜四津敏子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

懲罰委員会

理事 岩崎 純三君 (岩崎純三君の補欠)

同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 眞鍋 賢二君 (中曾根弘文君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案(閣法第二号)審査報告書

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆第三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

特別療養環境室の料金請求に関する質問主意書(櫻井充君提出)

審査報告書

無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十二月二日

参議院議長 斎藤 十朗殿

法務委員長 風間 昶

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、団体の活動として役職員又は構成員が無差別大量殺人行爲を行った団体について、現在も危険な要素を保持していると認められる場合、その活動状況を継続して明らかにし又は再び無差別大量殺人行爲に及ぶ危険性の増

大を防止するために必要な規制措置を定め、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、思想、宗教の自由をはじめ憲法で保障された国民の基本的な権利を侵すことのないよう最大の配慮をし、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 本法は、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与するために必要な最小限度においてのみ適用すべきであり、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう、対象団体を必要最小限に限定し、労働組合その他の団体の正当な活動を阻害することのないよう、厳に留意すること。

二 無差別大量殺人行爲を行った団体が、依然として、危険な要素を保持している場合には、本法により実効性ある規制を厳正に行うとともに、関係地域住民の不安と恐怖心を除去するため、公安調査庁長官は、調査の結果を関係地方公共団体に積極的に提供すること。

三 本法による公安調査官及び都道府県警察職員の立入検査の実施に当たっては、濫用に及ばぬよう、公安調査庁長官において、あらかじめ立入を行う土地又は建物の所在及び立入りの予定日等を公安審査委員会に報告するとともに、その立入検査の結果を公安審査委員会に報告するなどの細則を定め、適正な運用に努めること。

四 本法により規制処分を受けた団体から離脱し又は離脱する意志を有する者に対して、離脱の援助・促進、離脱を妨害する行為の予防、離脱した者に対するカウンセリング等社会的保護の充実などの適切な施策を講じ、これらの者が円滑に社会復帰できるよう努めること。

五 本法の適正な運用を確保するとともに、五年ごとの廃止を含む見直しをはじめとする国会の十分な審査に資するため、国会に対し、毎年一回の報告のほか、対象団体の動向及び立入検査の実施状況等について、随時、積極的に情報提供をすること。

六 公安調査庁長官は、特定破産法人の破産管財人から、特別関係者に対する財産又は不当利得の返還を請求するために、調査の結果の提供を求められたときは、無差別大量殺人行爲により被害を受けた者の救済に資するため、最大限の協力をする。

七 犯罪被害者等に対する給付金支給制度の充実を含め、犯罪により被害を受けた人々の救済を拡充・強化するとともに、犯罪被害者支援体制の整備に努めること。

八 国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与するため、いわゆるテロ対策等について、調査・研究に努めること。

右決議する。

無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤 宗一郎

(小字及び一は衆議院修正)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 規制措置(第五条—第十二条)

第三章 規制措置の手續(第十三条—第二十七条)

第四章 調査(第二十八條—第三十條)

第五章 雑則(第三十一條—第三十六條)

第六章 罰則(第三十七條—第四十二條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、団体の活動として役員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問はず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が、○(例えはサリ)を使用する無差別大量殺人行為を行つた団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて、○(国民の生活の幸福を確保し、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。)公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

(規制の基準)

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行ふべきであつて、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、

集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあってはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあってはならない。

(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの_{○(この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終了したものを除く。)}をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合においては、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 規制措置

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいづれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の觀察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めらるる事実があること。

該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めらるる事実があること。

2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役員(氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所)
- 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるものの五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該各期間の末日における当該団体の役員(氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所)
- 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
- 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの

六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいづれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替へるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(觀察処分の取消)

第六條 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消を促すことができる。

(觀察処分の実施)

第七條 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に對し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。

二 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。

三 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

四 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは鉄砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従つて役員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物(専ら居住の用に供しているものを除く。)の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であつた者(以下「当該無差別大量

殺人行為の関与者等」という。)に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

(役員又は構成員等の禁止行為)

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、団体の活動として、当該処分に違反する行為をしてはならない。

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあつては、いかなる名義をもつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第三号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第四号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第五号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の利益を

図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ることを。

3 当該団体が前条第三号に掲げる処分を受けている場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加し又は従事してはならない。

(再発防止処分の取消)

第十条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限を必要がなくなったと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 第八条の規定による処分を受けた団体は、公安審査委員会に對し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

(土地又は建物の使用禁止に関する標準の揭示)

第十一条 公安審査委員会は、第八条第二項第二号の規定により当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が当該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標準を揭示するものとする。

2 公安審査委員会は、前項の規定により標準を揭示した場合において、第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該標準を取り除かなければならない。

3 何人も、第一項の規定により揭示した標準を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標準を掲示した土地若しくは建物に係る第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過した後又は前条の規定により当該処分が取り消された後でなければ、これを取り除いてはなら

ない。

第三章 規制措置の系統

(処分の請求)

第十二条 第五項第一項及び第八項の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

きは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならぬ。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

警察庁長官は、必要があるとき認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五項第一項若しくは第四項又は第八項の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることが出来る。

3 警察庁長官は、必要があるとき認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五項第一項若しくは第四項又は第八項の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることが出来る。

警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

第十四条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下「処分請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

第十五条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることが出来る。

第十八条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員(以下「指名委員等」という。)が指揮する。

指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることが出来る。

(意見聴取の指揮)

第十九条 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することが出来る。

3 当該団体の役員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十条 指名委員等は、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込まれないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

一 処分の請求が不法法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

公安審査委員会は、第十六条第二項の規定に

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするとき、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならぬ。

公安調査庁長官は、必要があるとき認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五項第一項若しくは第四項又は第八項の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることが出来る。

平成十一年十二月三日 参議院会議録第十号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案

八

よる公示があった日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十二條 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三條 第二十一條第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十一條第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十四條 第二十一條第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定
決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十五條 公安調査庁長官は、第十二條第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下この条において「更新

請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 更新請求書には、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならない。

3 公安審査委員会は、第一項の請求があったときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
二 更新の理由となる事実
三 陳述書の提出先及び提出期限

5 第十六條第二項及び第三項並びに第十七條の規定は、期間の更新に対する意見陳述について準用する。この場合において、第十六條第二項中「前項」とあり、及び第十七條第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十五條第四項」と、同項中「同条第二項後段」とあるのは「第二十五條第五項において準用する第十六條第二項後段」と読み替えるものとする。

6 第二十一條第一項及び第二十二條から前条までの規定は、公安審査委員会が行う期間の更新の決定について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條中「第二十一條第一項の決定」とあるのは、「第二十五條第六項において準用する第二十一條第一項の決定」と読み替えるものとする。

(処分の取消しの手続)

第二十六條 第二十二條及び第二十三條の規定は、処分の取消しの決定について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第三項中「第二十一條第一項の決定」とあるのは、「処分の取消しの決定」と読み替えるものとする。

2 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十三條第三項の規定により、官報で公示した時に効力を生ずる。

(処分の手続に関する細則)
第二十七條 この章に規定するものを除くほか、公安審査委員会における手続に関する細則は、公安審査委員会規則で定める。

(公安調査官の調査権)
第二十八條 公安調査官は、この法律による規制に関し、第三條に規定する基準の範囲内において、必要な調査(第七條第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。)をすることができ

第二十九條 この法律に規定する団体規制に関する公安調査官の調査については、前条に規定するもののほか、破壊活動防止法第二十八條から第三十四條までの規定を準用する。

(国会への報告)
第三十條 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

(調査結果の提供)
第三十一條 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長から請求があったときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分に基づく

調査の結果を提供することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十二條 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてする処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第三十三條 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(処分取消しの訴え)

第三十四條 法人でない社団又は財団で第二十一條第一項第三号(第二十五條第六項において準用する場合を含む。)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。

(裁判の公示)

第三十五條 第五條第一項又は第八條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたとき(第五條第四項の規定による期間の更新の決定が取り消された場合を含む。)は、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

2 第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三條第一項、第二項及び第五項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(役員又は構成員等の禁止行為違反の罪)

第三十七條 第九条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(立入検査拒否等の罪)

第三十八條 第七條第二項又は第十三條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(標準損壊等の罪)

第三十九條 第十一條第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

第四十條 第十八條第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十一條 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。
(警察職員等の職権濫用の罪)

第四十二條 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(見直し)

2 この法律の施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(法務省設置法の一部改正)

2³ 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十八號を第三十九號とし、第三十七號の次に次の一号を加える。

三十八 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第

号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する事項
(刑事訴訟法の一部改正)

3⁴ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第一項中「第九十三條乃至第九十六條を」を「第九十三條から第九十六條までに改め、」第四十五條の下に「若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)第四十一條若しくは第四十二條を加える。
(公安調査庁設置法の一部改正)

4⁵ 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「請求」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を加える。
第四條第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同條第七号とし、同條第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同號の次に次の二号を加える。

四 公安審査委員会に対し、無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求を行うこと。
五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置を行うこと。
第四條第一号の次に次の一号を加える。

二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査を行うこと。
第十一條中「第四條第一号」の下に「第二号及び第五号」を加える。

第十四條第二項中「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を、「調査」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団

体の規制措置の実施に関する事務」を加える。
(公安審査委員会設置法の一部改正)

5⁶ 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十七年法律第二百四十号」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)」を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加える。
第二條第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同條第五号とし、同條第二号の次に次の二号を加える。

三 無差別大量殺人行為を行った団体に対して、觀察処分を行うこと。
四 無差別大量殺人行為を行った団体に対して、再発防止処分を行うこと。
(警察法の一部改正)

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中第十八號を第十九號とし、第十號から第十七號までを一号ずつ繰り下げ、第九號の次に次の一号を加える。

十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定に基づく意見の陳述その他の活動に關すること。
第三十條第一項中「から第九號まで、第十一號から第十三號まで及び第十六號から第十八號まで」を「から第十號まで、第十二號から第十四號まで及び第十七號から第十九號まで」に改める。

第三十三條第一項中「第五條第二項第十二号」を「第五條第二項第十三号」に改める。
(法務省設置法の一部改正)

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第三十八號を第三十九號とし、第二

十號から第三十七號までを一号ずつ繰り下げ、第十九號の次に次の一号を加える。

二十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關すること。

第十八條第一項中「第四條第二十號から第二十二號まで及び第二十五號から第三十號まで」を「第四條第二十號から第二十三號まで及び第二十六號から第三十一號まで」に改める。
第二十一條第一項中「第四條第三十一號から第三十三號まで」を「第四條第三十二號から第三十四號まで」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二號)の一部を次のように改正する。

第十一條のうち、警察法第五條第二項の改正規定中「第十八號を第十九號とし、第九號から第十七號を」を「第十九號を第二十號とし、第九號から第十八號を」に、「二十」を「二十一」に改め、同法第三十條第一項の改正規定中「から第九號まで、第十一號から第十三號まで及び第十六號から第十八號まで」を「から第十號まで、第十二號から第十四號まで及び第十七號から第十九號まで」に、「から第十號まで、第十二號から第十四號まで及び第十七號から第二十號まで」を「から第十一號まで、第十三號から第十五號まで及び第十八號から第二十一號まで」に改め、同法第三十三條第一項の改正規定中「第五條第二項第十二号」を「第五條第二項第十三号」を「第五條第二項第十四号」に改める。

第四十九條のうち、公安調査庁設置法第一條から第四條までの改正規定中第三條に係る部分中「請求」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法

平成十一年十二月三日 参議院會議録第十号

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案

一〇

法律第 号の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分等の請求及び規制措置を加え、第四条に係る部分中同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

よつて要領書を添えて報告する。
平成十一年十二月二日
参議院議長 斎藤 十朗殿
法務委員長 風間 和

四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する処分の請求に関すること。
五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する規制措置に関すること。
第四十九条のうち、公安調査庁設置法第一条から第四条までの改正規定中第四条第一号の次に次の一号を加える。
二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査に関すること。
第四十九条のうち、公安調査庁設置法第十一条及び第十二条の改正規定中第十一条第二項に係る部分中「第四条第一号」の下に、第二号及び第五号を加える。
第五十条のうち、公安審査委員会設置法第一条の次に二条を加える改正規定中第一条の三に係る部分中「昭和二十七年法律第二百四十号」の下に及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行つた団体」を加え、同法第二条の改正規定中同条第四号に係る部分中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。
四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する観察処分を行うこと。
五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する再発防止処分を行うこと。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、無差別大量殺人行為によつて被害を受けた者の救済に資するため、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案
復に關する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十一年十一月十八日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

(目的)
第一条 この法律は、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをすることにより、無差別大量殺人行為によつて被害を受けた者の救済に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)以下「規制法」という。第四條第一項に規定する無差別大量殺人行為をいう。
2 この法律において「特定破産法人」とは、破産宣告を受けた法人で、その破産手続に關して確定した破産債権中に無差別大量殺人行為に基つて損害賠償請求権があるものをいう。
3 この法律において「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。
一 規制法第五條第一項の規定による処分を受けた団体で、当該処分に係る無差別大量殺人行為による損害賠償責任を特定破産法人が負うもの。
二 前号に掲げる団体の役員又は構成員。
三 前号に掲げる者が構成員、役員又は職員の時半数を占める法人その他の団体。
四 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社又は有有限会社。
五 第二号に掲げる者が代表者である法人その他の団体。
六 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者で、その団体につき規制法第五條第一項の規定による処分が効力を生じた日以後に退職し、又は脱退したもの。
七 次に掲げる者であつて、その所有する不動産が第一号に掲げる団体の活動の用に供されているもの。
イ 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者。
ロ 第二号に掲げる者が構成員、役員又は職員の時半数を占めていた法人その他の団体。
ハ 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有していた株式会社又は有限会社。
ニ 第二号に掲げる者が代表者であつた法人その他の団体。
(特別関係者の有する財産に関する推定)
第三条 特別関係者が有する財産は、特定破産法人の破産財団との關係に關しては、当該特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基つて得た財産であるものと推定する。この場合において、当該処分に係る特定破産法人の財産の価額は、当該特別関係者が有する財産の価額と同額であるものと推定する。
(特別関係者に対する否認権の行使に關する推定)
第四条 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべき最初の無差別大量殺人行為の後に、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が破産債権者を害することを知つてしたものと推定する。
2 特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の當時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたものと推定する。
(否認権の時効の特例)
第五条 特定破産法人の破産管財人による特別関係者に対する否認権の行使に關する破産法(大正十一年法律第七十一号)第八十五條の規定の適用については、同条中「破産宣告の日」とあるのは、「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)第五條第一項ノ規定ニ依ル処分ガ効力ヲ生ジタル日(其ノ日ガ破産宣告ノ日ナルトキハ破産宣告ノ日)とする。
(破産管財人の権限)
第六条 特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができる。
2 特定破産法人の破産管財人は、前項の規定により提供された情報を特別関係者に対する財産又は不当利得の返還の請求以外の用に供してはならない。
附則
1 この法律は、規制法の施行の日から施行する。

審査報告書
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

審査報告書
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

審査報告書
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

2 この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

投票者氏名

日程第一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九七名

阿南 一成君 阿部 正俊君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君 岩永 浩美君
上野 公成君 海老原義彦君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君 大島 慶久君
大野つや子君 岡 利定君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 亀谷 博昭君 亀谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀三君 北岡 秀三君
久世 公堯君 倉田 恒一君 倉田 恒一君
国井 正幸君 久野 寛之君 久野 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 齊藤 滋宣君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君 塩崎 恭久君
末広まき子君 鈴木 政二君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君 谷川 秀善君
常田 享祥君 中川 義雄君 中川 義雄君

中島 啓雄君 中島 眞人君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松村 龍二君 松村 龍二君
三浦 一水君 清手 顯正君 清手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山下 俊夫君 山下 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君 伊藤 基隆君
今井 澄君 今泉 昭君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 木俣 佳文君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君 小山 峰男君
興石 東君 佐藤 泰介君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君 齋藤 勲君
櫻井 充君 笹野 貞子君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君 直嶋 正行君
羽田雄一郎君 長谷川 清君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君 広中和歌子君

反対者氏名

阿部 幸代君 井上 美代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 大沢 辰美君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君 須藤美也子君

三三名

日程第二 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二五名

阿南 一成君 阿部 正俊君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩瀬 良三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上野 公成君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君 大野つや子君
岡 利定君 岡野 裕君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君 亀井 郁夫君
亀谷 博昭君 河本 英典君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君 岸 宏一君
北岡 秀三君 久世 公堯君 久世 公堯君

立木 洋君 富樫 練三君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君 吉川 春子君
大淵 絹子君 梶原 敬義君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君 清水 澄子君
谷本 義君 照屋 寛徳君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 淵上 貞雄君 淵上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君 山本 正和君
佐藤 道夫君

久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	清水嘉与子君
塩崎 恭久君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敏三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 赴君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
今井 澄君	今泉 昭君

海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	木保 佳丈君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松前 達郎君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
梶原 敬義君	旦下部禮代子君
谷本 巍君	三重野栄子君
山本 正和君	阿曾田 清君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健二君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	西川きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君
松田 岩夫君	

五名

大淵 絹子君
照屋 寛徳君
淵上 貞雄君
清水 澄子君
福島 瑞穂君